

経済情報コンダクター

TOKAI ZAIKAI

月刊

# 東海財界

2023  
4月号  
(毎月1回25日発行)



**中島 健至・日銀名古屋支店長**

時代に合わせて物づくりを変容  
新しいスタートアップ拠点にも期待



**イチゴスタジオ 柳瀬 香織代表取締役**

オーダーメイドの看板業者で  
日本初のグッドデザイン賞



**株式会社LEO 粟生 万琴代表**

つくることを通じて  
前進するを信念に



**シネマスコーレ 木全 純治代表**

開館 40 周年  
「文化の拠点になれた」



緑ヶ丘カンツリクラブ

# 片岡信恒弁護士の 法律相談事務所



片岡 信恒 (かたおか のぶつね) 昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。  
<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706

## 離婚調停中の妻の財産を調べたい

【質問】私は妻と離婚調停中です。再婚して12年余り同居していましたが、突然妻は出ていきました。個人で高級輸入品の小売業をされており、妻に、専従者給与を毎月50万円支払ってきたので、結婚してから名目で7200万円支払っています。ところが、妻は預金が200万円しかないと言っています。財産をどこかに隠していると思いますが、調べる方法がありますか。

【回答】離婚において、財産分与が一番もめる論点です。双方とも正直に、自分の管理している預貯金、株式等の有価証券、生命保険、金などの財産を開示すれば、スムーズに進みますが、財産を隠す場合が少なくありません。お互いに、相手方の財産開示を求めることになりませんが、これを拒否することがあります。

例えば、自分は離婚をしたくないし、離婚原因がないから離婚は認められないので財産開示をしない、と反論することがあります。しかし離婚訴訟の場合でも、離婚原因の審理と付帯処分事項である財産分与に関しては、審理は並行して行われます。離婚原因が認められる場合に、初めて財産分与の審理に進むという先後関係はありません。調停でも同様で、裁判所は、開示を拒否する配偶者にも財産開示を求めます。

ほかにも、財産分与対象財産の存在は、財産分与請求をする権利者の方に証明責任があるから任意に開示する必要はない、と言って頑張る

人もいます。確かに財産分与を主張する側に証明責任がありますが、調査嘱託申立により財産調査をすることができますから、裁判所も財産開示をするよう強く促します。また不誠実な財産開示拒否をすると、裁判所の心証も悪く、不利益な判断をされることがあります。

この調査嘱託申立についてはまず、相手方に対してできる限り具体的に財産開示を求めます。例えば〇〇銀行に預貯金がある、〇〇証券会社で株式取引をしている、〇〇生命保険会社に掛け捨てではない保険がある、勤務先での財形貯蓄がある、退職金が支給される、などと指摘して開示を求めます。なおも任意に開示しない場合には、それらの金融機関、証券会社、生命保険会社、勤務先等につき、裁判所へ調査嘱託の申立をして、調査に回答してもらうことができます。ここまですれば、任意に開示することが多いとは思いますが。

ただし、この調査嘱託申立では、相手方の預貯金について、金融機関、証券会社などの支店名を特定したうえで、蓋然性を具体的に疎明して申し立てることにより裁判所は採用します。まったく当てずっぽうで申し立てると、探索的だという理由で採用してもらえません。しかも、調査事項として認められるのは原則として、基準時点での残高のみです。その前に預貯金などを、他の預金口座等に資金移動している疑いがある場合には、過去にさかのぼって取引履歴を調査する必要はあるのですが、具体的に疎明しないと、裁判所は認めてくれません。私の経験では、最長で別居前2、3年でした。